

令和 8 年度 第 4 回香取市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 6 日

7月6日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第 1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第 2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第 3 議案第3号 農地法第5条計画変更（知事）
日程第 4 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程第 5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第 6 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第 7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第 8 報告第3号 農地法第4条制限除外
日程第 9 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	7番	芹	川	幹
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏 一
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多 可 史
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老 澤	武
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹 司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤	寛

1. 欠席委員 1名

6番 成 毛 和 弘

事務局職員出席者

事務局長	越	川	泰	克	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	主	幹	角	田 利 信

副主幹 林

光 夫

開会 午後 3時00分

議長 本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、6番の成毛委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しております。本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和8年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、7番 芹川 幹委員、11番 高松多可史委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから5ページ、整理番号は1番から12番になります。

1ページ、整理番号1番は、譲渡人が相続により取得したが耕作できないため、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権の移転を受けるものです。

続きまして、2ページ。整理番号3番です。整理番号3番は、子へ農業経営を譲り渡すため、親子間で贈与により所有権の移転をするものです。

続きまして、3ページになります。整理番号4番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権の移転を受けるものです。

続きまして、整理番号5番及び4ページ整理番号6番は、譲渡人が同一でございますので、一括して説明いたします。譲渡人が農業経営を廃止するため、贈与により所有権の移転をするものです。

整理番号7番、8番及び9番は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、5ページ、整理番号10番につきましては、譲渡人の後継者である譲受人へ親子間における贈与により所有権を移転するものです。

整理番号11番は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号12番は、譲受人が耕作利便のため、10年間の賃貸借権を設定するものです。

以上、12件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

1 4番寺島委員 去る6月26日金曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。提出されました農地法第3条の案件は12件であります。案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果についてご報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項の規定の不許可の項目に該当せず、

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号1番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けた意向があり、相続して取得したが遠方に居住していることから耕作できないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

整理番号2番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けた意向があり、畑について経営規模を縮小するにあたり農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものです。

ついては、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けたい意向があり、田について経営規模を縮小するにあたり、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番、6番について、15番 海老澤 武委員。

1 5番海老澤委員 整理番号5番及び6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番及び6番については、譲受人及び譲渡人が同一人であるため、一括して説明いたします。

整理番号5番の申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を譲り受けたい意向があり、相続したが遠方に居住しており耕作できないため農地を処分したい譲渡人と、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

整理番号6番の申請は、譲渡人の持ち分を、同一人である譲受人へ、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番から9番について、16番、菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号7番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けたい意向があり、畑について経営規模を縮小するにあたり、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号8番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けたい意向があり、畑について経営規模を縮小するにあたり、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号9番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、遠方に居住していることから農業経営を廃止したため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号10番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号10番について、細野推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものです。

ついては、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号11番、12番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主幹 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く通作利便であり、利便性のよい農地を経営規模拡大のため売買にて譲り受けたい意向があり、畑について経営規模を縮小するにあたり、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものでございます。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号12番についてでございます。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地について借り受けたい意向があり、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものでございます。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理をしており、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、賃借権設定の要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは6ページになります。

整理番号は1番です。

転用目的は、〇〇〇〇及び〇〇〇〇として利用する計画で一時転用になります。

農地区分は、第1種農地になりますが、〇〇〇〇〇〇の設置のため一時的に利用することから、不許可例外事由Cと判断しました。

以上、1件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

14番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

4 番相馬委員 整理番号1番について、木村推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

申請人は、市内で〇〇〇を営んでいる法人です。新たな〇〇を建設するため、令和〇年〇月〇〇日付、隣接地の転用許可を受けております。秋からの工事開始を想定して、建設予定地では〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の栽培を行っております。しかし、昨今の国際情勢により、資材等のさらなる高騰が懸念されていることから、早急に〇〇、〇〇を購入し、自社で〇〇を行い、経費を削減するとのことです。このため、建設予定地に隣接する申請地に〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が必要になったため、このたびの申請になりました。

なお、申請地は〇〇〇〇土地改良区の受益地ですが、一時転用について同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

議案第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人です。本申請地は、令和〇年〇月〇〇日付で太陽光発電施設用地への転用許可を受けております。しかし、申請地の一部が送電線の直下であり、通信機器等設備の動作不良が起こる可能性があること、また、〇〇〇〇の発電所の管理及び今後の建設工事のため、〇〇に〇〇〇〇を設けたいことから、変更申請に至ったものです。

太陽光発電施設は、当初計画と仕様に変更はありませんが、パネルを申請地北側に配置し、南側に〇〇〇〇、〇〇〇及び雨水浸透施設を設ける計画です。

申請地では、一部通路用に碎石を敷きますが、通路以外は整地のみで、雨水は自然浸透といたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附し進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは8ページ、整理番号は1番と2番になります。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権を設定するものです。

15番海老澤委員 整理番号2番について、保科推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇へ向かうと、〇〇地区に〇〇〇があります。その入り口手前、隣接地になります。

譲受人は市内に所在する〇〇〇〇です。敷地内には〇〇が約〇〇〇〇あり、〇〇や〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇になると、既存〇〇〇〇〇〇〇では不足し、指定〇〇〇〇〇〇〇以外への〇〇が見受けられる状況です。このたび土地所有者と協議がととのい、申請地に新たな〇〇〇を設置する計画となったものです。

申請地は埋立てはせず、碎石敷きとし、〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇分です。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、9ページの整理番号1番から17ページの整理番号254番になりま

す。

面積及び筆数の内訳と合計は、17ページの下段左下に記載のとおりとなります。

また、18ページは耕作者の変更になります。こちらも同ページ左下段に記載のとおりとなります。

以上につきましては、全て農地中間管理権の設定になり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。次に、採決をいたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は10件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は10件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第4条制限除外について、届出件数は1件です。

◎日程第 9 報告第 4 号

事務局農地班長 報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は264件です。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこのをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時41分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人